

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	校務用コンピュータ・システム（202208-202303再）ブロックS	
発注課	札幌市教育委員会生涯学習部総務課学校ICT推進担当	
選定事業者	FLCS（株）北海道支店	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>令和4年7月31日をもって、リース契約期間が満了する「校務用コンピュータ・システムS（2808-3407）」については、次期システムへの更新の完了時期が令和4年度末となり、それまでの期間、機器を継続して使用することができるよう、再リース契約を締結する必要がある。</p> <p>令和4年8月1日以降も継続して使用するためには、改めて再リース契約を締結する必要があるが、これを提供できる業者は富士通リース（株）北海道支店をおいてほかにいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第 号（予定価格100万円超の場合に記入）	
	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第48条第1項（オ）	
決定日	令和4年6月6日	